

事也。本意に非ずというて無程終りぬ。此甚右衛門最前甚五郎といひ甲州士、實父は原美濃守、養父は横田備中守といふ。

## 一、越前宰相忠直流刑の始末

忠直は三河守秀康の子、元和元年夏五月大坂陣に一番乗せし人にて、後に一伯と稱す。一作越前七十五萬石を領し、國の政務も指て不悪りしが、或夏本丸の天主へ登り納涼の折節、俄に飄風吹來り、天主の窓より一紙の繪を吹入けり。怪みて見給へば女繪にてありけり。繪ながら容顏美麗、如此の女もあるものかなと心まどひぬ。是より密に此繪を以て、領内金津・敦賀・三國の遊女共を、一々尋ね求れども似たるもなし。京都へ出て遊女町不殘尋れどもなし。然るに濃州關原問屋の女に、恰好能く似たるを聞出で、望に應じ敷金し、其女を以て越前に歸る。忠直見て大に悦び、是より晝夜酒宴を催し、行跡次第に亂れ、寵愛の餘り越前一國にも難替とて、一國と宇せり。ウツセリ。或時一國申けるは、女ゆゑ終に人を殺害せるを見たる事なし。大人の御前に宮仕し、か様の儀をも不試候ては胸の虫も如何あらん。願くばためし申

度よしを云。忠直甚だ感稱し、女にてもかゝる忠節の志、尤の至りとて、則町奉行へ命じ、死刑に當る罪人を求めらる。時に科人二三員率て來ぬ。則居間書院の白洲にて首を刎ね斬罪にす。一國は忠直と共に簾を垂て一覽し、扱々殿達様のすかせらるゝこそ尤なれ、目のさめ申慰不過之と笑を含て悦びぬ。忠直甚喜之、日々刑殺せしめければ、最早死刑無之よし告す。然らば禁獄の者は不殘死罪に當つべしとて、段々斬殺す。後には目近く見申度とて、簾も捲て直見す。忠直心氣荒く成り、近習の小姓ども少し心に違ぬれば、忽ち手討しぬ。一國猶更興じ悦びぬ。仍之故もなく理不盡に手討せらるゝ事、日々に二人・三人宛絶る事なし。其間には百目艾の灸を小姓の腹にする、團扇を以てあふぎ手足を捕へて惱亂せしめ、啼泣すれば比與の奴めとて、一國と共に殺之。或は一國を携へて櫓へ登り、小姓を櫓の窓より突落し、石垣のそりに當り首を碎て、堀へ投するを見て樂みとす。此故に當番出仕の日は、父子兄弟叔姪の輩は死別の暇乞するに、翌日生て歸るは稀也。小姓より段々歴々の者も、手討にあふ事敷しらす。剩へ小姓達の内に小山田多門とて、

千石を領する士あり。此もの諂諛に長じ、倭奸至極の上手にて、一國へ取入りければ益出頭し、加増給ひ組を預けらる。此者へ命じ夜々郷村へ足輕を出し、百姓の家内へ入り、老若男女の嫌なく、見合次第捕へて、口には猿轡をかけ五十人・二十人、引連々々城中へ來ぬ。後には忠直居處の左右に、男女の搦めたるもの二三十人づゝ絶ゆる事なし。民家商屋となく夜中は守りを第一とし、いねずして只晝迄いぬ。晝夜相反し、息をもつかず泣悲しむ。父母子女ともに、捕はれたるを其忌日とし弔ひぬ。仍之國中の誦謗甚敷、追付可爲滅亡と風説しけるに、多門手合より様々の隠し目付を出し置き、一言謗口の者は則擒にし城中へ引往くに付、道路目を以てすといふ世の中とは成たりける。悪行日に長じ亂心と相見えけれども、家老以下の士ども申合、公儀へ訴などは不存寄事共也。その心得は酒狂にもせよ、亂心にもせよ、主人と頼候人を言上に可及事ならずとて、父子兄弟其外一族日々に殺されるれども、毎朝最期の永訣を述る計也。忠直大酒の後は、常に二尺八寸の大刀の血に塗みれたるを、拔身にし膝下に搔込み、白洲には大穴を掘て、搦置た

る男女を穴の際に置首を刎ぬ。又は大なる平石をすゑ、鐵槌にて首を碎き、或は孕婦の腹を裂き、盲目を捕へては兩耳を藤葛にて指貫き、庭前に磔・獄門かけ並べ、さながら屠所に異ならず。或時縣茂左衛門三言とて、大坂陣の時忠直の供し、城中へかけ入し十七騎の其内なり。此者或夕暮、雨後に足駄かけ、只一僕召供し、傍輩の方へ咄しに行けるに、忠直駕に乗り薙刀を持たせ、彼多門一人召連れ堀廻りの折節に出合たり。則足駄ぬき捨て拜伏す。忠直見之、茂左衛門と言葉かゝり、供して參候へと有。目くばせして一僕をば宿所へかへし、城の支關迄供しければ、白洲に廻り候様にと直に仰けるゆゑ、彌死は近寄たると覺悟し、路地より白洲へ入ける。折柄月夜にて暮過なるが、老若男女はいざ不知、搦め置るゝ者左右に三十人許有之候。其外死骸は如山、其血腫き事甚敷。是は如何成所へ來りけるよと、心を鎮め有之所に、進止々々と音づくりし、燭臺出ける故、今や最期と思ふ所、忠直聲にて茂左衛門、其搦たる奴原一々切て捨て、慰に見せよとあれば案に相違し、我身の免れぬる喜しさに、不便も忘れ奉畏と云まゝに、たすき取あげ、先づ